

令和3年3月26日

Park-PFI 代官山公園官民連携型賑わい拠点創出事業
公募設置等計画の認定について

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公募対象公園施設の場所を指定し、当該公募設置等計画が適当である旨を認定します。

1. 認定計画提出者 株式会社むつ不動産取引センター
2. 認定日 令和3年3月26日
3. 認定の有効期間 令和3年4月1日から令和23年3月31日まで
4. 設置場所 代官山公園

